

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月15日(火) 午後5時57分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員
1番 白澤 禎一 2番 松野 恒男 3番 鈴木 浩孝
4番 赤塚 高石 5番 岸間 千乃 6番 安田 博俊
7番 伊藤 眞人 8番 大箸千賀子 9番 榊原 茂
10番 鈴木 敏一 11番 河島 直明 12番 田中 昌孝
13番 平井 俊治 14番 新村 隆 15番 稲垣 明久
16番 鈴木 康司 17番 粟倉 高利 18番 石野 計美
19番 竹森 公彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の氏名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可について
議案第26号 農地法第4条の規定による許可について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】
議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】
報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 川島課長 新井主幹 櫻井主査 水野主査 藤森主任 山際主任

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから9月定例会を開会いたします。在任委員19名中19名が出席していますので、本会

は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、6番 安田 博俊委員、7番 伊藤 真人委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の藤森さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書3ページ、議案第27号、「農地法第5条の規定による許可について」の東部地区、整理番号2番、転用事情の転用期間を令和2年12月31日から令和3年2月26日に訂正をお願いします。

次に議案書13ページ「農地法第18条第6項の規定による通知について」を先ほど配付しましたものと差し替えをお願いします。

次に、農業基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画【各筆明細】の1ページから63ページと64ページの最上段に令和2年9月16日公告・利用権設定とありますが、日付を9月15日に訂正をお願いします。

訂正は以上でございます。申し訳ございません。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和2年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、東部地区、申請地「鎌田■■■■」、地目畑、面積■■■■です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、沼津市東椎路■■■■、■■■■、譲受人は、掛川市大淵■■■■、■■■■、自作地■■■■、貸付地■■■■です。

譲受人は、掛川市在住で、■■■■の栽培を行う専業農家です。自作地周辺の農地は■■■■の栽培に適しておらず、市外で農地を探していたところ、耕作放棄されている当地の紹介を受けました。当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり約■■■■、総額■■■■です。取得後は、■■■■を栽培する計画です。

今回の譲受人は、掛川市在住でその営農状況も分からないため、譲受人を東部地区の事前審査会に招集し、ヒアリングを行いました。ヒアリングでは、現在の営農状況を確認し、本人から適正な営農を行う旨の説明がありました。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、豊田地区、申請地「高見丘■■■■」、地目畑、面積■■■■外2筆、合計面積■■■■

m²です。贈与による所有権移転の案件です。譲渡人は、加茂■■■■、■■■■、譲受人は、加茂■■■■、■■■■、自作地■■■■です。

譲受人は■■■■を中心に営農を行う、専業農家です。■■■■から当地の贈与を受け経営の承継を図りたく、申請するものです。取得後も、■■■■を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書2ページをご覧ください。

議案第26号「農地法第4条の規定による許可について」農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和2年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、豊田地区、申請地「下万能■■■■」、地目畑、面積■■■■です。申請人は、下万能■■■■、■■■■、転用目的は、■■■■太陽光パネル■■■■枚を設置し、発電能力■■■■、普通車■■■■台分の管理車両用駐車場の太陽光発電施設及び普通車■■■■台分の来客用駐車場です。

申請人は、申請地■■■■側に居住し、■■■■業を営む傍ら、■■■■事業を営む者です。耕作管理が十分できていない農地の有効利用と、事業規模拡大を図りたく、■■■■施設として転用したく、申請するものです。

発電施設等の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透、余剰分は南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

します。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第26号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書3ページをご覧ください。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和2年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「寺谷 []」、地目畑、面積 [] 外2筆、合計面積 [] m²です。賃借権の設定案件で一時転用です。

賃貸人は、寺谷 []、 []、賃借人は、豊田 []、 []、 []、転用目的は、砂利採取事業です。

申請人は、市内に本店住所を置き [] 事業を営む法人です。 [] 確保のため、良質な [] が期待できる当地で、許可日から [] のため、一時転用したく、申請するものです。本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農地に復元し [] を作付けする誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、東部地区、申請地「鎌田 []」、地目田、面積 [] です。賃借権の設定案件で一時転用です。賃貸人は、鎌田 []、 []、賃借人は、浜松市東区小池町 []、 []、 []、転用目的は、資材置場、コンクリート製品、砕石、残土置場等の資材置場です。

申請人は、浜松市内に本店住所を置き、 [] 業を営む法人です。申請地北側 [] の位置で行う宅地造成工事に伴い、仮設資材置場及び事業用駐車場が必要になり、許可日から [] まで一時転用したく申請するものです。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の

農地に復元し、[]を作付けする誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

議案書4ページをご覧ください。

整理番号3番、福田地区、申請地「蛭池 []」、地目畑、面積 []です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、蛭池 []、[]、譲受人は、森下 []、[]、転用目的は、砂利の資材置場です。

申請人は、市内に本店住所置き []を営む法人です。公共上下水道の緊急復旧の委託契約を結んでおり、市内各所に拠点となる資材置場が必要となり、その確保のため申請するものです。

資材置場の配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲を土留壁で囲い、雨水は、地下浸透及び余剰分は []水路に排水することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号4番、福田地区、申請地「蛭池 []」、地目畑、面積 []です。使用貸借による権利設定の案件です。使用貸人は、蛭池 []、[]、使用借人は、袋井市新屋四丁 []、[]、転用目的は、分家住宅 []です。

申請人は袋井市内の賃貸住宅に家族で居住しています。子供も生まれ住居が手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、[]に相談したところ、実家隣接地の当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は西側道路埋設の下水道に放流、雨水は南側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、[]の所有農地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号5番、福田地区、申請地「蛭池 []」、地目畑、面積 []です。使用貸借による権利の設定案件です。使用貸人は整理番号4番と同じく []、使用借人は、[]です。転用目的は、日用品店舗、美容院 []です。

申請人は、現在袋井市で []に勤務しています。[]近くに自己用住宅を建設するのを機に、その []隣接地に美容院を建築したく申請するものです。

店舗の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は西側下水道に放流、雨水は、南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺の土地で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番 竜洋地区、申請地「中平松 []」、地目畑、面積 []です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、西平松 []、[]、譲受人は、海老島 []、[]、[]、転用目的は、普通車 []の従業員用駐車場、碎石敷きです。

申請人は、申請地 []に本社住所を置き各種制御盤の製造をする法人です。事業規模の拡大に伴い、従業員数が増加し、駐車場が不足したため、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は西側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番 竜洋地区、申請地「川袋 []」、地目畑、面積 []です。賃借権の設定案件です。賃貸人は、浜松市浜北区区呂 []、 []、賃借人は、堀之内 []、 []、 []、転用目的は、材木、足場、脚立等の資材置場です。

申請人は、市内に本店住所を置き建築業を営む法人です。居宅兼事務所敷地を資材置場として利用していますが、敷地が狭く近年受注も増加し、資材置場が不足しているため所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

資材置場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、東側道路を横断し東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号8番 豊田地区、申請地「加茂 []」の一部、地目田、面積 []のうち []、合計面積 []です。賃借権の設定案件で一時転用です。賃貸人は、東京 []、 []、賃借人は、池田 []、 []、転用目的は、砂利採取事業宅地 []併用です。

申請人は、市内に本店住所を置き、 []を営む法人です。骨材資源確保のため、良質な砂利層が期待できる当地で、許可日から []の砂利採取のため、一時転用したく、申請するものです。本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区宅地化率40%以上の第3種農地に該当しますが、砂利を採取するため、許可日より []の一時転用となります。申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、工事完了後は、元の農地に復元し、 []を作付けする誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、豊田地区、申請地「一言 []」、地目畑、面積 []です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、見付 []、 []、譲受人は、一言 []、 []、転用目的は、 []tダンプ []台、 []tダンプ []台、Wキャブ []台、ワンボックス []台、軽トラック []台、の事業用駐車場、宅地 []併用です。

申請人は、市内に本店住所を置き建設業を営んでいます。現在利用している駐車場は、借地で事業所から離れ管理も行き届かないため、土地所有者に相談したところ、自宅北側の当地を譲ってもらえることになり申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、併用を介し西側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、豊田地区、申請地「森岡[]」、地目田、面積[]です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、森岡[]、[]、譲受人は、上新屋[]、[]、[]、転用目的は、普通車[]台分の従業員用駐車場、普通車[]台分の来客用駐車場、普通車[]台分の事業用駐車場、砕石敷です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[]を営む法人です。事業の規模拡大のため従業員の増員が必要となり駐車場が不足したため、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号11番、豊岡地区、申請地「下野[]」、地目畑、面積[]筆、合計面積[]です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、下野部[]、[]、譲受人は、下万能[]、[]、[]、転用目的は、発電施設、[]W太陽光パネル[]枚、発電能力[]、設置面積[]、防草シート敷です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[]の傍ら[]を営む法人です。耕作管理のできない農地の有効利用と太陽光のクリーンエネルギー発電による電力供給を通じて、地域に貢献したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書6ページをご覧ください。

整理番号12番、豊岡地区、申請地「下野部[]」、地目田、面積[]、合計面積[]です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、藤上原[]、[]、譲受人は、名古屋市中村区名駅[]、[]、[]、転用目的は[]W太陽光パネル[]枚、発電能力[]Kw、設置面積[]の発電施設、砕石敷きで、原野[]、雑種地[]m²併[]です。申請人は、名古屋市に本店住所を置き、[]の傍ら[]を営む法人です。耕作管理のできない農地の有効利用と、事業規模拡大のため、当地を譲り受け、[]として転用したく申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いた

します。

次に、整理番号13番、豊岡地区、申請地「合代島 []」の一部、地目畑、面積 []のうち [] []です。賃借権による権利設定の案件で []までの一時転用です。貸貸人は、合代島 [] []、 []、賃借人は、笠梅 []、 []、転用目的は、現場事務所 []、仮設トイレ []、仮設物置 []、山土、砕石、舗装ガラ、コンクリート製品等の資材置場、 [] tダンプ []、 [] tダンプ []、バックホウ []、タイヤショベル []の事業用駐車場、軽自動車 []の従業員用駐車場です。

申請人は、市内に本店住所置き [] 営む法人です。公共下水道工事の請負いに伴い、現場事務所の開設、資材置場及び駐車場の敷地として必要となるため申請するものです。

資材置場の配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をバリケード等で囲い、雨水は、地下浸透と南側排水路へ流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農地に復元し、柿を作付けする誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号14番、豊岡地区、申請地「惣兵衛下新田 []」、地目畑、面積 []です。賃借権による権利の設定案件です。貸貸人は浜松市中区蛸塚 []、 []、賃借人は、浜松市北区三ケ日町都筑 []、 []です。転用目的は、調剤薬局 []、ドライブスルー上屋 []です。

申請人は、浜松市内に本店住所を置き [] 営む法人です。同地区にある [] []土地所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり申請するものです。

店舗の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雑排水は西側下水道に放流、雨水は、南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号15番、豊岡地区、申請地「新開 []」、地目畑、面積 []、合計面積 []です。売買による権利の設定案件です。譲渡人は、新開 []、 []、譲受人は、新開 [] []、 []、転用目的は、自己用住宅 []です。都市計画法の基準では「 [] []」です。

申請人は、市内の []で []居住しています。住居が手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は合併処理浄化槽をから雨水と共に西側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区宅地化率40%以上の第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

)

)です。整理番号1番、磐田北部の案件で砂利採取の審査の段階で委員より意見がありましたので申し上げたいと思います。

農耕地に戻すということで、作土を確保してほしい。排水不良にならないように埋め戻しをしてほしい。埋め戻しの土につきましては、産業廃棄物等を入れないようにしてほしい、そしてそれを監視してほしい。という意見がありました。

以上です。

事 務 局)

砂利採取につきましては、経過を見守りながらやっていきたいと思います。また、伺った件につきましては再度事業者伝えたいと思います。

議 長)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

)

整理番号1と整理番号8の砂利採取について、事業完了後の耕作者が決まっているようなら教えてください。

事 務 局)

整理番号1番と8番両方も) という業者が耕作をします。

)

太陽光発電事業に関して、市内ではどの地区の申請が多いのか、市外の申請者は何件あるか教えてください。

事 務 局)

令和元年度の件数では、総数) 市外の申請者は) でした、申請地区では、) 地区と) 地区が多いようです。

FIT法の関係で、野立ての太陽光発電施設は50Kw以上の発電能力の施設となりこれからの申請は減少すると思われます。

営農型太陽光発電施設ですが、一時転用の許可期間が10年になる案件「認定農業者が耕作を行う、耕作放棄地の申請案件、第2種及び第3種農地での申請」などの申請が許可対象となるようです。

)

太陽光発電施設も多いですが、分家住宅の申請も数多くあります。事前審査会の現地確認の資料によりますと、農地に対する影響について日照と通風は軽微な範囲であるということで許可されていると思いますが、実際に支障を及ぼす場合はどのような場合ですか教えてください。

事 務 局)

一般論ですと、分家の場合、農地法の外に、都市計画法建築基準の許可を受ける必要がありますが、その中には高さ制限もあり、調整区域では高くても3階までが限度になります。

また、その地区の定住人口の維持もありますので、分家住宅についてある程度考慮しています。

議 長)

採決を取ります。議案第27号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」、を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、[]委員、[]委員、[]委員、[]委員、[]委員、[]委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書7ページをご覧ください。

議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和2年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分、土地の所在「蛭池 []」、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 []筆、合計 []です。内訳は、田 []畑 []筆 []、樹園 []、施設用地 []です。貸付人は、蛭池 []、[]、借受人は、蛭池 []、[]、です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和2年1月1日時点の登記簿の名義人名になっています。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

(退出者入室確認)

次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、を議案として上程します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を受理したので報告する。

令和 2 年 9 月 15 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分、土地の所在「草崎 [REDACTED]」、登記簿、現況地目ともに畑、面積 [REDACTED]、すべて地目畑、合計面積は [REDACTED] です。

移転をする者は、袋井市下山梨 [REDACTED]、[REDACTED]、移転を受ける者は、長須賀 [REDACTED]、[REDACTED] です。

すべて、遠州中央農業協同組合の転貸分です。借受人の事情等により、耕作者の変更を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますが、会議時間短縮のため、報告を省略しますので、各自、該当のページをご一読ください。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了 (午後 6 時 45 分)

協議事項

ありません

報告事項

ありません。

連絡事項

事務局より9月24日農地利用最適化推進委員研修会についての説明

終了（午後6時50分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人